

中園廃棄物最終処分場における放流水自主基準値見直しに伴う新たな水処理工程について

1 取組の概要

これまで、中園廃棄物最終処分場の放流水の水質の基準は、法定基準値よりも厳しい自主基準値を設けていましたが、昨年10月1日に放流水の自主基準値を法定基準値に改定したことに伴い、放流基準に見合った新たな水処理工程に見直しすることとしました。

2 これまでの水処理工程 及び 工程ごとの水質の確認

下記の図1がこれまでの水処理工程を表した図です。大きく分けて「一次処理（主に凝集沈殿処理）」と「高度処理（砂ろ過処理）」を行い、段階的に浸出水を処理していました。

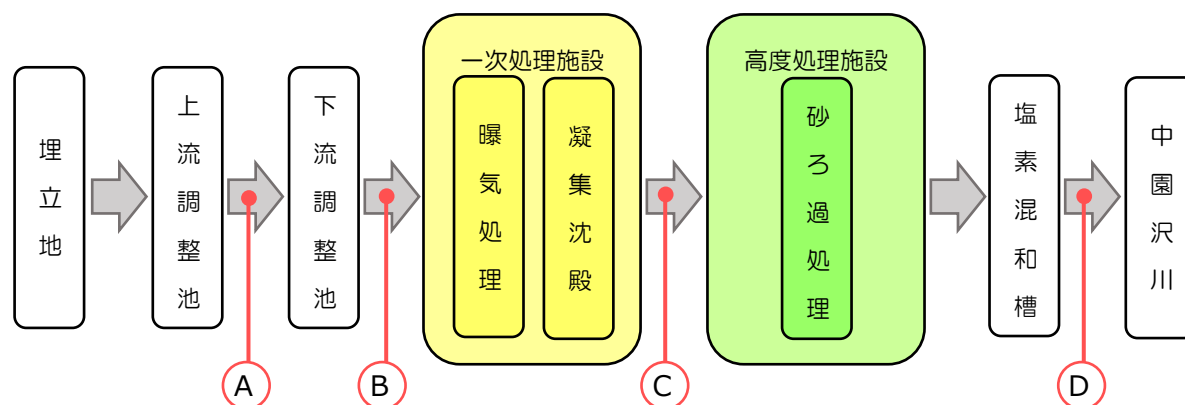


図1 現在の処理フロー

※A：浸出水 B：下流調整池 C：一次処理水 D：放流水

3 新たな水処理工程

工程ごとの水質を確認した結果、一次処理による水質の浄化効果が大きく、「C：一次処理水」の水質と「D：放流水」と水質に大きな差がなかったことから、まずは一次処理の薬品量を低減し、高度処理（砂ろ過処理）の運転を停止しました。（令和2年8月から開始）

また、「B：下流調整池」の水質も基準値を十分に下回っていることから、今後一定の期間水質を調査し、問題ないことが確認できた場合、一次処理（曝気処理・凝集処理）の停止を行う予定です。



図2 一次・高度処理施設停止時のフロー

これらの新たな水処理工程については、水質の安全性を十分に確認しながら、段階的に移行していきます。また、調整池による前処理、塩素混和層による塩素滅菌処理を継続して行うとともに、水質に悪化が見られた際には速やかに停止している施設を再稼働できるよう、施設の点検・維持管理を継続していきます。

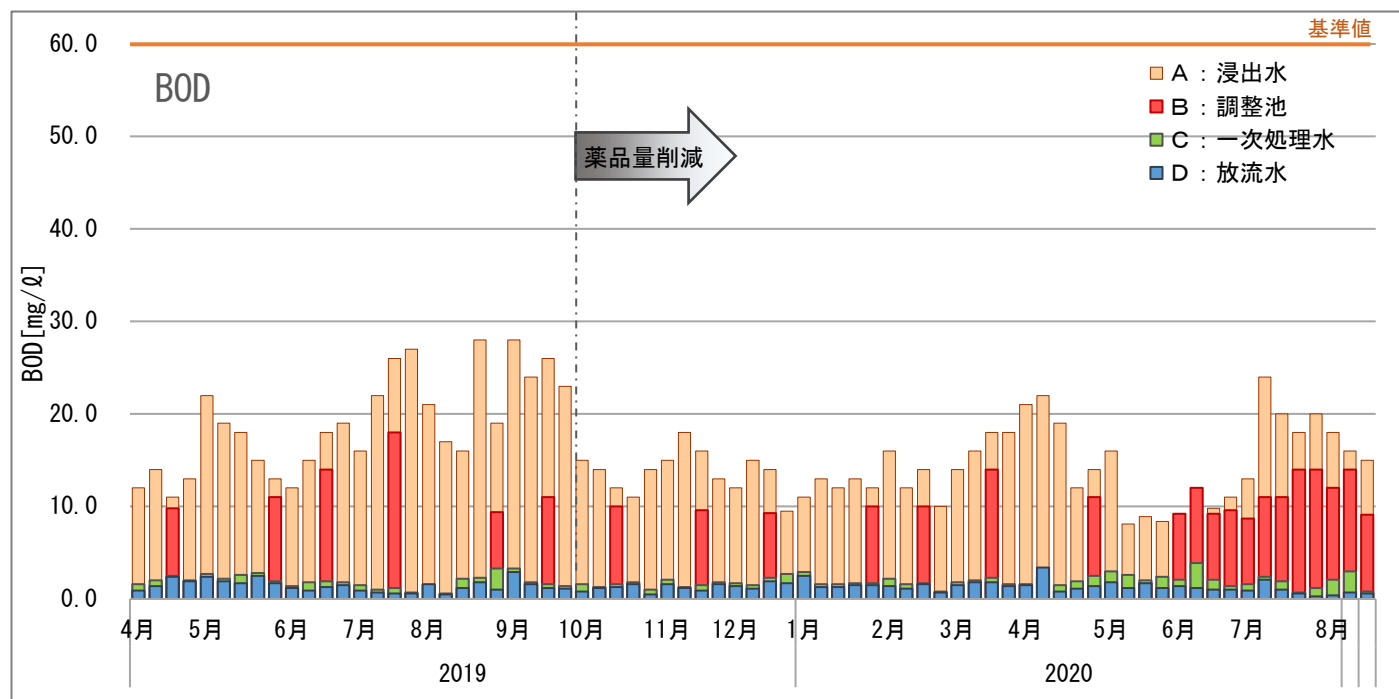


図3 BODの推移(2019.4~)

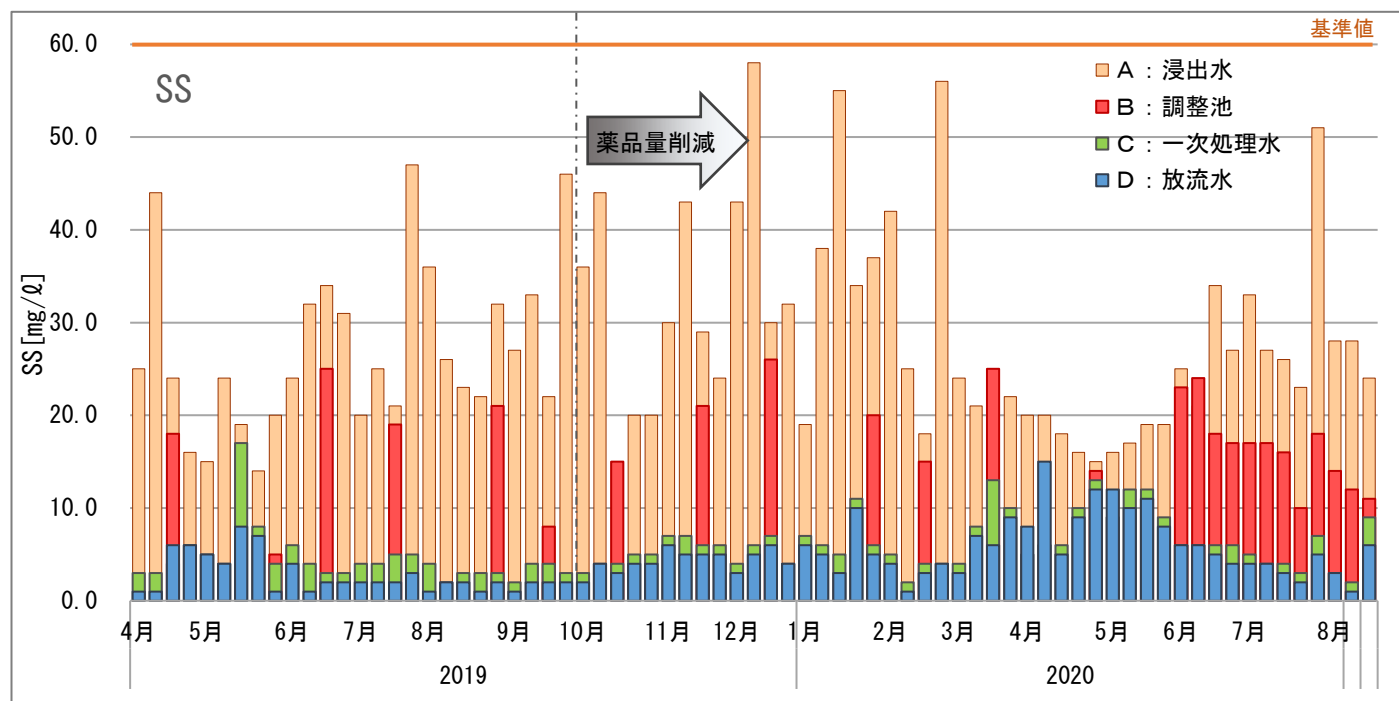


図4 SSの推移(2019.4~)

※グラフの見方

